

ご利用代金明細書の有料化に伴い、当社は下記の通り、カード会員規約を改定いたします。
尚、改定した会員規約は、2022年12月1日から適用となります。

カード会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第9条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）</p> <p>1. 当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）、又はキャッシングサービスの融資金及び利息（以下「キャッシングサービスの支払金」といいます。）を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を本人会員の届出住所宛に送付します。尚、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。又年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書を発行しないことがあります。</p> <p>2. 本人会員が1項のカードご利用代金明細書（電子メールの送信その他の電磁的な方法により1項のカードご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には本人会員がこれを受信した時とします。）を受け取った後、1週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</p>	<p>第9条（ご利用明細の提供等）</p> <p>1. 当社は、当社所定の手続きによりカードご利用代金明細書の電磁的方法による提供及び明細確定の電子メール通知の登録を行った本会員に対し、支払期日に先立ち、カード利用によるカードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）、及びキャッシングサービスの融資金及び利息（以下「キャッシングサービスの支払金」といいます。）等の支払期日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスの利用明細その他関連事項を、WEB利用明細としてOC WEB サービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法によって提供します。この場合、当社は、第5項に定める場合を除き、カードご利用代金明細書の送付を行わないものとします。</p> <p>2. 第1項のWEB利用明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当社が別に定めるところによるものとします。</p> <p>3. 当社は、本人会員に対してWEB明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。</p> <p>4. 当社がWEB利用明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当社に対してその旨を申し出るものとします。</p> <p>5. 当社は、当社所定の日時点において、以下の各号に定められた事由があるときには、電磁的な方法によるカードご利用代金明細書の提供に代えて、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当社は、カードご利用代金明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。</p> <p>(1) 当社所定の手続きにより、カードご利用代金明細書の電磁的方法による提供及び明細確定の電子メール通知の登録が完了していない場合。</p> <p>(2) 当社所定の方法により、本人会員から、カードご利用代金明細書の発行を希望する旨の申出がなされた場合。</p> <p>(3) 1号または2号の場合を除き、当社の業務上、カードご利用代金明細書の発行が必要である場合。</p> <p>6. 本人会員は、当社が、5項1号または2号に定めるところにより本人会員に宛ててカードご利用代金明細書を送付したときには、当社に対し、カードご利用代金明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当社が別に定める額を支払うものとします。ただし、当社が別に定める場合にはこの限りではありません。</p> <p>7. 発行手数料は、当該発行手数料に係るカードご利用代金明細書で請求するショッピング利用代金の支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。</p> <p>8. 第4項の規定は、第5項の本人会員に宛ててカードご利用代金明細書が送達された場合に準用します。</p>
<p>第30条（規約の変更、承認）</p> <p>会員規約が変更され、当社から変更内容を通知又は新会員規約を会員に送付した後に、会員がカードを利用したときは、当該変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。</p>	<p>第30条（規約の変更、承認）</p> <p>1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由に対するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。</p> <p>(1) 社会情勢または経済状況の変動</p> <p>(2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更</p> <p>(3) 当社の業務またはシステムの変更</p> <p>2. 1項の規定にかかわらず、当社は、第16条4項に定めるカード再発行手数料、第4条に定める年会費、第15条2項に定めるATM手数料、第9条6項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社WEBサイトに公表する方法その他本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。</p>

※下線部は改定部分を示します。